

北陸電力株式会社「富山新港火力発電所石炭１号機リプレイス計画
環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成２６年１月２４日
経 済 産 業 省

本日、電気事業法第４６条の１４第１項の規定に基づき、北陸電力株式会社「富山新港火力発電所石炭１号機リプレイス計画環境影響評価準備書」について、北陸電力株式会社に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は、別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

１．計画概要

場 所：富山県射水市
原動力の種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
出 力：４２．４７万キロワット

２．これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	平成２３年 ７月２８日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	平成２３年 ９月１６日
富 山 県 知 事 意 見 受 理	平成２３年１２月１３日
経 済 産 業 大 臣 勧 告	平成２４年 １月２３日

<環境影響評価準備書>

環 境 影 響 評 価 準 備 書 受 理	平成２５年 ９月１０日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	平成２５年１０月３１日
富 山 県 知 事 意 見 受 理	平成２５年１２月２７日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成２６年 １月 ７日

問い合わせ先：電力安全課 磯部、檉福
電話：０３－３５０１－１７４２（直通）

【北陸電力株式会社「富山新港火力発電所石炭 1 号機リプレイス計画
環境影響評価準備書」に対する勧告内容】

1. 総論

本事業に伴い発生する大気、水環境及び廃棄物に関する環境保全措置を適切に講じ、環境監視の結果について公表に努めること。

2. 温室効果ガス

- (1) 東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ（平成 25 年 4 月 25 日経済産業省・環境省。以下「局長級取りまとめ」という。）を踏まえ、環境影響評価手続開始時における本発電設備を選定した経緯について明らかにすること。また、その結果選定した発電設備が、少なくとも「(A) 経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始している最新鋭の発電技術」であることを示すこと。
- (2) 国の温室効果ガス排出削減目標及び局長級取りまとめを踏まえ、電力業界全体の実効性のある取組が確保されるための枠組が構築されるまでの間は、「(a) 事業者が、枠組が構築されれば遅滞なく参加し、当該枠組の下で計画的に二酸化炭素排出削減の取組を行うこと」を満たすこと。また、当該枠組が構築された後は、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。
- (3) 第四次環境基本計画（平成 24 年 4 月 27 日閣議決定）に位置付けられた「2050 年までに温室効果ガス排出量 80 パーセント削減」を目指すため、二酸化炭素分離回収設備の実用化に向けた技術開発を含め、今後の革新的な二酸化炭素排出削減対策についても継続的に検討を進めること。

3. その他

- (1) 本事業により発電所全体の最大出力が大幅に増加することに鑑み、LNG 1 号機の環境負荷が事業者所有の発電設備のうち最も低い水準である間、需給状況等を勘案し、LNG 1 号機の設備利用率をできる限り高い水準とするよう努め、事業者が保有する他の発電設備との稼働分担を適切に行うことなどにより、事業者として環境負荷の低減を一層図ること。
- (2) 本事業による環境保全上の優位性に鑑み、本事業を着実に進め、できる限り早期の運転開始を目指すこと。

以上について、その旨を評価書に記載すること。